

自伐林家型地域森林整備事業実施要領

(平成 29 年 4 月 12 日付け 森第 69 号林政部長通知)

(総則)

第 1 自伐林家型地域森林整備事業（以下「本事業」という。）の実施については、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号）、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 1 日付け林第 7 号林政部長通知。以下「県交付要綱」という。）、岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成 18 年 4 月 1 日付け林第 65 号林政部長通知「県確認要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事業内容等)

第 2 本事業は、国庫補助事業等の対象とならない中小規模森林において、所有する森林面積が 50ha 未満の意欲ある中小規模森林所有者が行う森林整備及び安全装備品の購入を支援し、担い手の確保及び森林の公益的機能の回復と向上を図ることを目的とする。

- 2 本事業は間接補助事業によるものとし、間接補助事業者は、市町村とする。
- 3 事業実施主体は、森林所有者及び森林所有者から委託を受けた者とする。
- 4 事業内容、事業規模及び補助要件等については別表第 1 のとおりとする。

(事業計画書の提出)

第 3 市町村長は、事業を実施しようとするときは、管内における事業実施主体の事業計画をとりまとめ、事業計画書（別記様式第 2 号）及び森林計画図等に事業計画区域を明示した位置図を作成し、事業計画承認申請書（別記様式第 3 号）に添えて、所管の農林事務所長（以下「所長」という。）に提出する。

- 2 所長は、市町村長から提出された事業計画書及び位置図を審査のうえ、承認すると認めた場合は、その旨市町村長に通知するとともに森林経営課長（以下「課長」という。）に取りまとめた事業計画書（別記様式第 2 号）を提出する。

(補助金交付申請)

第 4 市町村長は、事業計画承認の通知を受けたときは、速やかに当該市町村の定める補助金交付規則等に基づき、事業実施主体との間における所定の手続を経た上で、県交付要綱第 4 条の規定に基づく補助金交付申請書（県交付要綱別記第 1 号様式）に次の書類を添えて所長に提出する。

- (1) 事業計画書（別記様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（県交付要綱別記第 2 号様式）

(補助金の交付決定)

第 5 所長は、第 4 に基づき、市町村長から補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに補助金の交付を決定し、次の条件を付して交付決定通知（別記様式第 4 号）を

行わなければならない。

- (1) 補助事業に係る規則、要綱、要領、その他関係通達等に従わなければならない。
- (2) 市町村長は、事業実施主体が、補助事業に係る施行地等について、管理するよう、指導・監督しなければならない。
- (3) 補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に、施行地の全部又は一部を転用若しくは用途変更する場合（施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等を設定させた後、転用若しくは用途変更する場合を含む）は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。また、知事の承認を受けて施行地を転用又は用途変更した場合は、当該施行地につき交付を受けた補助金の全部又は一部を県に返還しなければならない。ただし、公用、公共及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合は、知事に協議することができる。
- (4) 補助対象となる事業内容を満たさないことが判明した場合（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該施行地につき交付を受けた補助金相当額を県に返還すること。
- (5) 市町村長は、この補助金の申請、交付決定通知書に関する書類を、補助金交付年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 市町村長は、補助金の交付に際して事業実施主体に対し、次の条件を付さなければならない。

- (1) 補助事業に係る規則、要綱、要領、その他関係通達等に従わなければならない。
- (2) 事業実施主体は、補助事業に係る施行地等について、管理するとともに補助金の交付目的に従って使用しなければならない。
- (3) 補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に、施行地の全部又は一部を転用若しくは用途変更する場合（施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等を設定させた後、転用若しくは用途変更する場合を含む）は、あらかじめ市町村長の承認を受けなければならない。また、市町村長の承認を受けて施行地を転用又は用途変更した場合は、当該施行地につき交付を受けた補助金の全部又は一部を市町村に返還しなければならない。ただし、公用、公共及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合は、市町村長に協議することができる。
- (4) 補助対象となる事業内容を満たさないことが判明した場合（天災等不可抗力によるものとして市町村長が認めたときを除く。）は、当該施行地につき交付を受けた補助金相当額を市町村に返還すること。
- (5) 事業実施主体及び事業実施主体から委任を受けて代理申請を行う者（以下「代理申請者」という。）は、この補助金の申請、交付決定通知書に関する書類を補助金交付年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (6) 代理申請者は、補助金受領後遅滞なく事業実施主体にこれを支払わなければならない。

（事業計画の変更等）

第6 市町村長は、補助対象事業費の20%以上の増減が生じる場合には、速やかに事業計画変更承認申請書（別記様式第5号）に変更事業計画書（別記様式第2号）及び説明資料を添えて所長に提出し、所長の承認を受けなければならない。

上記に該当しない変更の場合は、変更事業計画書（別記様式第2号）及び説明資料を添えて所長に報告し、所長はその内容に応じて必要な指示を行う。

（実績報告）

第7 事業実施主体は、原則として補助事業の完了後、補助金交付申請書に次の書類及び当該市町村の定める補助金交付規則等に基づき必要な書類を添付して、市町村長に対して補助金の交付申請を行う。

- (1) 事業実績書（別記様式第2号）
 - (2) 確認野帳（別記様式第6号）
 - (3) 施業図（縮尺千分の1から5千分の1程度の実測図）（別記様式第7号）
 - (4) 箇所位置図（森林計画図等に事業実施区域及び具体的な施業内容を明示）（別記様式第8号）
 - (5) 全施行地について、事業実施前、事業実施後の写真
 - (6) 搬出材積を証明する書類等の写し（搬出間伐及び更新伐の場合のみ）
 - (7) 委託契約書等の写し（委託の場合のみ）
 - (8) 安全装備品の購入を証明する領収書等（安全装備品の購入の場合のみ）
 - (9) 伐木等の業務に係る特別教育修了証（労働安全衛生規則第36条第8号関連、以下「修了証」という。）の写し。（ただし、令和元年8月1日以降前に発行した修了証の写しの場合は、伐木等の業務に係る特別教育補講修了証（労働安全衛生規則第36条第8号関連）の写しも添付しなければならない。）（安全装備品の購入の場合のみ）
- 2 代理申請者は、委任状及び精算依頼書の写し（別記様式第9号又は第9号-2）を添付のうえ、前項に従い市町村長に対して補助金の交付申請を行う。この場合において、市町村長は代理申請者に対して、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）の6の（4）に準じて適切に指導する。
- 3 事業実施主体及び代理申請者は、複数の施行地（複数の森林所有者による場合を含む。）に係る補助金の交付申請及び受領について、一括して行うことができるものとする。この場合、交付申請に係る書類等において、各施行地に係る記載内容を明確に区分できるようにする。
- 4 市町村長は、予め確認要領等を定め、補助金の交付申請のあったものについて確認を行う。
- 5 市町村長は、前項により確認を実施し、適正と認めた場合には、速やかに補助金の交付を決定し交付決定の通知を事業実施主体に対して行う。この場合において、当該交付決定の通知をもって補助金の実績報告に対する額の確定があったものとみなす（事業実施前に交付申請を行う場合を除く。）。
- 6 市町村長は、当年度事業の完了後、県交付要綱第8条の規定に基づき実績報告書（県交付要綱別記第6号様式）に、次の書類を添えて所長に提出する。
- (1) 事業実績書（別記様式第2号）
 - (2) 収支決算書（県交付要綱別記第9号様式）
 - (3) 施業図（別記参考様式第7号）の写し及び箇所位置図（別記参考様式第7号-2）

の写し

(確認)

第8 所長は、実績報告書の提出を受けたときは、県確認要領により、確認を行うものとする。

(事業の進捗報告)

第9 事業実施主体は、市町村長から事業の進捗状況について報告を求められた場合には、速やかにこれを報告しなければならない。

2 市町村長は、所長から事業の進捗について報告を求められた場合には、速やかにこれを報告しなければならない。

(成果報告)

第10 所長は、年度事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに事業成果報告書(別記様式第10号)に次の書類を添付して課長に提出するものとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第2号)
- (2) 施業図(別記様式第7号)の写し
- (3) 箇所位置図(別記様式第8号)の写し

(補助金の精算)

第11 森林所有者から委託を受けた者が事業実施主体の場合であって、受託事業を精算する場合には、受託事業費から補助金を差し引いて精算することができる。

附則

- この要領は、平成29年4月12日から施行し、平成29年度事業から適用する。
- この要領は、平成30年4月9日から施行し、平成30年度事業から適用する。
- この要領は、令和元年4月30日から施行し、令和元年度事業から適用する。
- この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。
- この要領は、令和3年5月17日から施行し、令和3年度事業から適用する。
- この要領は、令和4年5月20日から施行し、令和4年度事業から適用する。
- この要領は、令和5年5月22日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表第1（第2関連）

事業区分	事業内容、事業規模及び補助要件	補助金額
森林整備	<p>(1) 森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整整第885号林野庁長官通知、以下「国実施要領」という。）第1の1の(1)のアからコの施業並びにこれらと同一年度に一体的に実施する鳥獣害防止施設等整備、森林作業道の整備及び市町村が必要性を認め、所長経由で事業協議書（別記様式第1号）により課長との協議を整えた施業等であって、森林経営計画外の森林を補助対象とする。なお、国実施要領の第1の1の(1)のイ、カナらびにクからコの広葉樹林整備に関する事業協議については、事業協議書（別記様式第1号）に参考様式（別記様式第1号添付資料）を添付して協議するものとする。また、国実施要領の第1の1の(1)のア、ウからオ、及びキの広葉樹林整備を実施する場合には、別記様式第1号及び同添付資料により事業の実施について意見を求めることができるものとする。</p> <p>(2) 13～18 齢級のスギ・ヒノキ・カラマツの人工林については、樹高に対する成立本数が岐阜県森林整備事業実施要領の運用について（平成21年4月17日森第105号林政部長通知。以下「県森林整備運用」という。）の別表に示す基準以上の場合もしくは密度管理図上で収量比数が0.95を超える極めて密な状況にあり、事業実施主体が市町村に対して、その状況を証する調査野帳等を整えて協議を行い、市町村がその必要性を認めた場合に限り、国実施要領第1の1の(1)のケの対象に加えることができる。</p> <p>(3) 事業規模については、国実施要領第1の1の(1)のアからコにあつては各施行地の面積が0.05ha以上であつてかつ1申請に係る施行地面積の合計が0.10ha以上のもの、森林作業道の整備にあつては開設延長が50m以下のものを補助対象とする。</p> <p>(4) 搬出間伐及び更新伐については、伐採木の搬出を行い、搬出材積を証明する書類等のあるものを補助対象とする。</p>	<p>県が別に定める標準単価に事業量を乗じた額の2分の1以内の額とする。なお、森林所有者が測量・調査等を委託した場合（委託したことが委託契約書等の書面により確認できる場合に限る。）及び森林所有者から委託を受けた者が事業実施主体となって測量・調査等を行った場合は、1申請に係る施行地面積の合計に県が定める測量・調査等の標準単価を乗じた額の2分の1以内の額を加算することができる。</p>

	<p>(5) 上記以外の要件については、課長が別に定めるもののほか、国実施要領第1の1の(1)のアからコ及び鳥獣害防止施設等整備にあつては岐阜県森林整備事業実施要領の運用等について県森林整備運用、森林作業道の整備にあつては森林管理路緊急整備事業実施要領(平成13年4月2日森第1号の2農山村整備局長通知)に準ずる。</p>	
<p>安全装備品の購入</p>	<p>(1) 当年度に本事業の森林整備を実施する個人(事業実施主体)に対し、労務災害の未然防止に必要な次に掲げる安全装備品の購入費を助成する。</p> <p>ア 林業用ヘルメット 厚生労働省が定める飛来・落下物用安全帽(保護帽)の検定合格品</p> <p>イ 林業用ジャケット(上着) 高視認性や耐切創機能等の付加機能を備えたもの</p> <p>ウ チェンソー防護ズボン Class 1又はClass 1準拠以上</p> <p>エ 安全靴・安全地下足袋 先芯・突抜け防止・甲ガード等装着者の足を保護する機能が付加されたもの</p> <p>オ 林業用手袋 振動軽減機能や耐切創機能等の付加機能を備えたもの</p> <p>(2) 補助の対象となる安全装備品は、県内に所在する本店、支店又は営業所で購入した新品で、かつ他の補助事業の対象となっていないものに限る。</p>	<p>購入費の2分の1以内の額</p>